

【注意事項】

- ・ 制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・ 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【松本市】

(令和6年4月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		住宅課	0263-34-3246	
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	保育課	0263-33-9856	
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)	○		市民税課	0263-33-4218	火災に関する罹災証明は松本広域消防局が申請受付窓口となります。
保育所・学童保育所への送迎		○	保育課 こども育成課	0263-33-9856 0263-34-3261	お迎えに来られる方について、事前に施設職員に確認をお願いします。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	市民税課	0263-33-4218	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たす必要があります。パートナーが障がいをお持ちの場合、申請には同一生計証明書が必要となります。この証明書の交付は障がいをお持ちの方の年齢に応じて、障がい福祉課もしくはこども福祉課が行います。
要介護認定の代理申請		○	高齢福祉課	0263-34-3214	
生活保護制度の申請		○	生活福祉課	0263-34-3211	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たす必要があります。
DV相談窓口の利用		○	こども福祉課	0263-33-4767	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けた場合に利用できます。
職員の福利厚生等		○	職員課	0263-34-3038	